

## 由利本荘市起業・事業承継支援補助金交付要綱

	平成 27 年 4 月 1 日
改正	平成 28 年 4 月 1 日
改正	平成 29 年 3 月 31 日
改正	平成 30 年 3 月 31 日
改正	平成 31 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 4 月 1 日
改正	令和 3 年 4 月 1 日
改正	令和 4 年 4 月 1 日
改正	令和 5 年 4 月 1 日
改正	令和 6 年 4 月 1 日
改正	令和 7 年 4 月 1 日
改正	令和 8 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、産業の振興による地域経済の活性化と働く場の確保を図ることを目的として、市内における起業又は事業の承継に対し、起業時又はその事業継続にかかる経費の一部を補助することについて、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、「起業」とは、由利本荘市民が市内において新たに事業を開始することをいい、「事業の承継」とは、由利本荘市民が市内において既存事業を引き継ぐことをいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次に掲げる者とする。

### (1) 新規起業者支援

新規起業者支援の補助対象者は、次の①から④に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

①市内に住所を有し、市内において中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する法人又は個人として起業または事業承継する者。若しくは、起業日または事業承継日から起算して1年以内の者。

②認定連携創業支援事業者による事業計画策定支援等を受けるとともに、継続的に経営指導等の支援を受けようとする者であること。

③由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

④過去に国、県又は市における起業に関する補助金の交付を受けていない者であること。

### (2) 新分野参入支援

新分野参入支援の補助対象者は、前号の①から④に掲げる要件のすべてに該当し、かつ市内で未開拓の先導的・先進的産業へ参入する者とする。

### (3) 雇用創出支援

雇用創出支援の補助対象者は、次の①から④に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

①市内に住所を有し、市内において中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の各号のいずれかに該当する法人又は個人として起業した日または事業承継日から起算して3年以内の者。

②認定連携創業支援事業者による経営指導等の支援を継続的に受けようとする者であること。

③由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条及び第4条の規定による制限措置に該当しない者であること。

④3人以上の新たな正規雇用を行った者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 優れた事業計画で本市産業の振興に資すること。
- (2) 起業や事業継続が確実に成長が見込まれること。
- (3) 他の起業家や事業者の模範となること。

2 前項の規定にかかわらず、別表1に掲げる事業及びフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費で、別表2に掲げるもの及びその他市長が適当と認めた経費とする。ただし、消費税額を除くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる金額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 新規起業家支援

補助対象経費の3分の1以内の額で、30万円を上限とする。ただし、市役所本庁舎から概ね半径1km以内に位置する空店舗を活用する場合は、60万円を上限とする。

(2) 新分野参入支援

補助対象経費の2分の1以内の額で、60万円を上限とする。

(3) 雇用創出支援

定額30万円

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第7条 この事業の補助金の交付対象期間は、令和9年3月31日までとする。

(補助金の申請等の手続き)

第8条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続きについては、条例及び規則に定めるところによるほか、申請書に次の書類を添えなければならない。ただし、起業・事業承継前の場合、第4号から第6号までの書類は次条に定める実績報告の際に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）又は準ずると認められる計画書

- (2) 創業支援機関による確認書（様式第2号）
- (3) 住民票抄本
- (4) 所得税法第229条に規定する個人事業の開業届出書控えの写し又は法人税法（昭和40年法律第34号）第148条に規定する法人設立届出書控えの写し
- (5) 許認可等が必要な事業は許可書等の写し
- (6) 事業承継の場合は、前経営者が所得税法第229条の規定により提出する個人事業の廃業届出書控えの写し又は会社法（平成17年法律第86号）第915条第1項に規定する登記の写し
- (7) 雇用創出支援を受ける場合は、正規雇用人数を確認することができる書類の写し
- (8) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例施行規則第3条第2項で定める納税等状況調査同意書及び由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則第8条第2項で定める特例措置に係る市税等の納税等状況調査同意書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（実績報告）

第9条 新規起業者支援および新分野参入支援の補助金交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了後速やかに、条例及び規則に定めるもののほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第3号）
- (2) 補助対象経費に係る請求書や契約書等の写し
- (3) 補助対象経費の領収書又は振り込み払いを確認できる書類の写し
- (4) 補助対象事業の完了が確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、条例に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象期間内に補助対象事業を完了しなかったとき。
- (2) 補助対象事業を完了した日から1年以内に廃業又は市外へ移転したとき。
- (3) 補助事業者が補助対象事業を完了した日から1年以内に市外へ転出したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(財産の処分の制限)

第 11 条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第 12 条 補助事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
漁業
金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
医療、福祉の医療業のうち病院、一般診療所及び歯科診療所
サービス業等のうち以下のもの
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業等、同法に基づく許可又は届出が必要な営業
易断所、観相業、相場案内業
競輪・競馬等の競走場、競技団
芸妓業、芸妓斡旋業
場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）
集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）
宗教
政治・経済・文化団体

別表2（第5条関係）

区 分	細区分	内 訳
事業拠点費	施設設備費	建物にかかる、内・外装、空調・電気・冷暖房、上下水道、外構等に係る工事費及び建物の賃貸に係る家賃（礼金、敷金は除く）
	機械器具費	作業機械、工作機械、業務用冷蔵庫・厨房機器、事務機器等の備品購入費（ただし、事務機器等の備品は中古品を除き、単価10万円以上のものに限る）
広告宣伝費		ホームページ作成、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオCM放映、パンフレット・チラシ製作等の経費